

上水道 基本料金を半額免除します



物価高騰等に直面し、影響を受けている生活者や事業者の負担を軽減するため、上水道の基本料金を**2カ月**分減免します。

- 対象用途 家事用・営業用・共同用
- 減免額 基本料金の半額
- 対象期間 令和7年4月使用分(5月請求)～同年5月使用分(6月請求)
- 減免方法 申請は不要です

用途	基本料金(税抜)	減免額	請求額(税抜)
家事用	1,286円	643円	643円
共同家事用	1,286円	643円	643円
営業用	2,096円	1,048円	1,048円

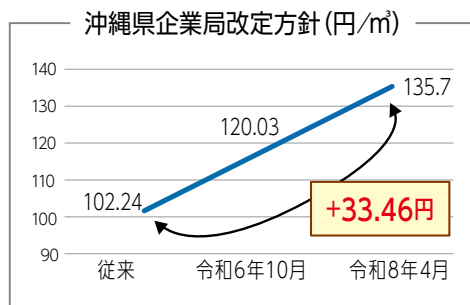
上記基本料金請求額と超過料金の合計額に消費税分を加算した額を請求します。

令和7年10月分から水道料金を改定します

本町の水道事業は、沖縄県企業局から浄水を購入し、町民の皆さまからいただく料金収入によって運営されています。この収入は、営業費用や配水管の維持管理費などに充てられています。

県企業局で浄水の料金が引き上げられており、本町の水道事業においても費用の大幅な増加が見込まれます。

右図の通り、浄水料金は昨年10月からすでに改定しており、令和8年4月には現行料金から33.46円の引き上げとなります。



料金改定の内容

沖縄県企業局の引き上げ時期と同時期とはせず、段階的な水道料金の改定を実施します。

改定時期は、1回目が**令和7年10月分**からの適用、2回目が**令和8年10月分**からの適用となります。

与那原町上下水道料金等検討委員会からの答申を踏まえて改定案を作成し、今年3月に町議会で10月からの料金改定が可決されました。



平成5年の料金改定から32年にわたり、経営の効率化により料金を据え置いてきました。しかし、県企業局の浄水料金の値上げや近年の物価高騰をうけ、現行料金のままでは経営を維持することが困難になりました。

町民の皆さまにはご負担をおかけしますが、安心して良質な水を安定的に供給するため、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 上下水道課 ☎945-3017

		値上げ幅18円/㎡					15円/㎡	
種別	用途	給水量 (㎡/月)	現行 (税抜: 円) ①	1回目 改定 (税抜: 円) ②	増加額 (税抜: 円) ② - ①	2回目 改定 (税抜: 円) ③	増加額 (税抜: 円) ③ - ②	
専用給水装置	家事用	基 本	0 ～ 8 (1㎡換算)	1,286 (160)	1,430 (178)	144 (18)	1,550 (193)	120 (15)
		超過 1㎡につ き	9 ～ 15	190	208	18	223	15
			16 ～ 30	200	218	18	233	15
			31 ～ 50	214	232	18	247	15
			51 以上	223	241	18	256	15
	営業用	基 本	0 ～ 10 (1㎡換算)	2,096 (209)	2,276 (227)	180 (18)	2,426 (224)	150 (224)
		超過 1㎡につ き	11 ～ 50	242	260	18	257	15
			51 ～ 100	257	275	18	290	15
			101 ～ 200	266	284	18	299	15
			201 以上	276	294	18	309	15

※その他の用途についても同様の値上げとなります。

1回目 令和7年10月使用分以降1㎡あたり18円の値上げ
2回目 令和8年10月使用分以降1㎡あたり15円の値上げ

軽自動車税(種別割)の納付月です

納期限 **6月2日** 納期内に納めましょう

軽自動車税の減免制度

- 対象
- ① 障がい者本人が運転する軽自動車
 - ② 障がい者と生計を一にする(同一世帯)者が障がい者等のために運転する軽自動車
 - ③ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者が所有する軽自動車等を常時介護する者が運転する場合
 - ④ 車イス移動者や入浴車等、もっぱら身体障がい者が利用するための構造である車両

※減免基準は、市町村によって異なります。与那原町の減免基準は、町ホームページか右のQRコードを読み取りご確認ください。



- 必要な書類
1. 申請者の印鑑
 2. 運転者の運転免許証
 3. 身体障害者手帳など※対象①～③の場合
 4. 自動車検査証
 5. 軽自動車税(種別割)納税通知書
 6. 納税義務者の個人番号
 7. 身体障害者手帳等をお持ちの方の個人番号
 8. 構造がわかる書類(写真など)※対象④の場合

提出期限 **6月2日(月)**

※与那原町税条例第90条第1項(身体障害者等)の規定による申請者については、申請内容に変更がなければ、次年度以降も引き続き減免自動更新といたします。その他の対象者については、毎年減免申請手続きが必要です。

※1人の障がい者等について減免できる軽自動車等の台数は1台に限ります。

令和7年度(令和6年分)

所得証明書等は6月2日から発行

令和7年度所得証明書等は6月2日(月)から発行可能となります。それ以前に来庁されても発行できませんのでご注意ください。

証明書の種類

- ・所得証明書※
- ・所得・課税証明書※
- ・課税証明書
- ・所得証明(全項目)※
- ※コンビニ交付が可能

記載内容

前年の令和6年分の所得など(令和6年1月～令和6年12月の1年間)が記載されたもの

発行可能な方(対象者)

令和7年1月1日現在与那原町に住んでいた(住所を置いていた)方

町県民税申告受付を6月2日から再開します

町県民税の申告受付は、3月18日から6月1日までの間、課税資料整理のため申告受付を停止しています。令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の収入などについて、申告がまだお済みでない方の申告は6月2日から受付を再開します。

所得税を納める必要のある方や還付のある方は、税務署での手続きをお願いします(税務署に確定申告書を提出した場合は、町県民税の申告をする必要はありません)。

申告に必要なもの

- ① 令和6年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票または給与収入証明書、収支明細書、ほか帳簿類)
- ② 社会保険料、生命保険料等の支払証明書(令和6年中に支払ったもの)
- ③ 軍用地等の支払を受けたことを確認できるもの
- ④ ほか申告内容等を確認する際必要と思われるもの(医療費の領収書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証等)
- ⑥ マイナンバーカードまたは通知カード

下記の場合は無収入の申告が必要です

- 税証明書が必要な方
- 国民健康保険に加入している方
- 公営住宅に入居している方
- 保育園児、幼稚園児がいる方
- 年金の免除や福祉サービスを受けている方 など

無収入の方については、**与那原町公式LINE**でも申告は可能です。詳しくは右記のQRコードをご確認ください。



コンビニ交付なら10円で取得できます!

利用するにはマイナンバーカードと暗証番号が必要です。マイナンバーカードがあれば、全国のコンビニで証明書を取得することができます。



お問い合わせ 税務課 ☎945-4477